

平成 22 年 5 月 31 日

各 位

株式会社 西 京 銀 行
取締役頭取 渡邊 孝夫

個人年金保険の新商品取扱開始について
～ 計画的で確実なセカンドライフ資金準備のために ～

当行は、多様化するお客さまの資産運用ニーズにお応えするため、平成 22 年 6 月 1 日（火）より、朝日生命保険相互会社の定額個人年金保険『ネンキンのそなえ』の取扱いを開始することとしましたのでお知らせいたします。

記

1. 商品名・保険会社
『ネンキンのそなえ』（朝日生命保険相互会社）

2. 取扱開始日
平成 22 年 6 月 1 日（火）

3. 商品の概要
本商品は円建ての定額個人年金保険であり、セカンドライフの資金を確実・計画的にそなえることができます。お客さまにお払込みいただいた保険料を、保険会社が安全性を重視して運用し、年金としてお支払いする保険です。将来、お客さまにお受取りいただく年金額が、契約時に確定するので、セカンドライフの資金を計画的に準備することができます。

以上

◆本件に関するお問い合わせ

西京銀行 営業統括部（担当：田中）

TEL 0834-22-7663

西京銀行 総合企画部（担当：藤井）

TEL 0834-22-7669

商 品 概 要

商品名	ネンキンのそなえ（５年ごと利差配当付新一時払個人年金保険）
引受保険会社	朝日生命保険相互会社
商品内容	定額個人年金保険（円建）
商品の特徴としくみ	・ セカンドライフのための年金を準備できる個人年金保険です。 ・ 将来、お客様にお受取りいただく年金額が契約時に確定しますので、セカンドライフの資金が計画的に準備できます。 ・ 年金支払開始日以後一定の期間にわたって、あらかじめ定めた基本年金額を毎年お受取りいただけます。また、毎年の年金に代えて、一時金（年金の一括払）でお受取りいただくこともできます。 ・ 年金支払開始日前（据置期間中）に被保険者が死亡された場合は、所定の死亡給付金（一時払保険料相当額）をお支払します。据置期間中の死亡給付金を一時払保険料相当額に抑えることで、年金受取額を多くする仕組みとしています。 ・ 死亡給付金は、一時金でのお受取りに代えて、年金でお受取りいただくこともできます。
契約年齢	・ 40～75 歳（５年確定年金、10 年確定年金） ・ 40～70 歳（15 年確定年金）
据置期間	5～25 年
年金開始年齢・年金種類	55～80 歳（５年確定年金、10 年確定年金） 55～75 歳（15 年確定年金）
年金受取方法	5 年確定年金、10 年確定年金、15 年確定年金、一括受取り
最低保険料	200 万円（1 万円単位）
最低基本年金額	24 万円
最高基本年金額	1,000 万円
解約と返戻金	・ 据置期間中に解約された場合の解約返戻金は、一時払保険料相当額となります。ただし、ご契約後短期間で解約されたときは一時払保険料相当額を下回ります。 ・ 年金支払開始後に解約されたときは、未払いの年金現価をお支払します。

※ 詳細については、「契約概要」・「重要事項説明書（注意喚起情報）」もしくは「ご契約のしおり」でご確認ください。

《ご注意いただきたい事項》

- ・ 本商品は朝日生命保険相互会社を引受保険会社とする保険商品です。このため預金等とは異なり、預金保険制度の対象ではありません。また元本保証はありません。
- ・ 当行は生命保険契約締結の媒介を行います。そのため、お客さまのお申込に対して引受保険会社が承諾したときに契約は成立します。
- ・ 本商品は預金ではなく、当行が元本及び利回りを保証する商品ではありません。
- ・ 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- ・ 万一、引受保険会社が破綻した場合には生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。ただし、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額が削減されることがあります。
- ・ 据置期間中に解約された場合の解約返戻金は、一時払保険料相当額となりますが、ご契約後短期間で解約されたときは一時払保険料相当額を下回ります。

詳細については、マネープラザにご用意している「契約概要」・「重要事項説明書（注意喚起情報）」もしくは「ご契約のしおり」でご確認ください。

以上